

## 単品スライド条項の運用について (※)

※ 文中における項目番号 (例) 1-2-1 は、兵庫県単品スライド条項運用  
マニュアル (案) のものをそのまま使用しています。

### 1-2 対象工事

- ・ 残工期が2ヶ月以上ある全ての工事を対象とする。
- ・ 単品スライド条項の請求は、当該請求の際に残工期が2ヶ月以上ある場合に限り、行うことができる。

### 1-3 対象品目

#### 1-3-1 対象品目の選定の考え方

- ・ 対象品目は、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料とする。
- ・ 各対象品目の対象材料については、受注者から請求があった材料の中から受発注者間で協議の上決定とする。

#### 1-3-2 スライド額の算定の対象とする品目

- ・ 各工事においてスライド額の算定の対象となるのは、品目毎の変動額 (増額分又は減額分) が請負代金額の1%を超える品目とする。

### 1-4 請負代金額の考え方

- ・ 請負代金の部分払をした工事における「請負代金額」は、当該工事の請負代金額から当該部分払の対象となった出来高部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品 (以下「出来高部分等」という。) に相応する請負代金相当額を控除した額とする。

## 1-5 スライド額算定

### 1-5-1 スライド額算定の方法について

- ・「スライド額」とは、材料価格の変動に伴う変動額のうち、請負代金額の1%を超える額とする。
- ・それぞれの品目毎の変動後の金額は、実勢価格に基づき算出した額と実際の購入金額とのどちらか低い方とする。ただし、受注者が実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合にあっては、実際の購入金額が実勢価格に基づき算出した額よりも高い場合でも、実際の購入金額とする。

### 1-5-2 出来高部分払いを行った場合の対象数量について

- ・既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

## ＜手続きフロー図＞

工事請負契約書第26条5項（単品スライド条項）適用事務手続きフロー図

